

陸奥湾ホタテガイ高水温被害により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

陸奥湾ホタテガイ高水温被害により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に融資対象を新設し、資金繰りを支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

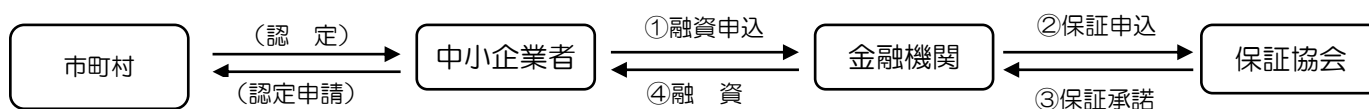
- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業
(以下「ホタテ関連事業者」という。)
 - イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの

ご融資の条件

- 融資限度額 ア 1億円
 イ 3,000万円
- 融 資 利 率 融資期間3年以内：固定年0.9%
 融資期間3年超 ：固定年1.1%
- 融 資 期 間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索